

四日市市民大学講座企画運営業務委託 プロポーザル審査委員会設置要綱

第1 設置

四日市市民大学講座にかかる企画運営事業者選定に際し、提案される企画を重視し、厳正かつ公正に実施する必要があるため、四日市市民大学講座企画運営業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

第3 組織

委員会の委員は、別表に掲げる者を充てる。

- 2 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表

委員会構成委員

	属 性
委員	四日市大学
委員	熟年大学(または市民大学熟年クラス)専攻課程受講修了生
委員	市民活動団体
委員	学習情報コラボレーター
委員	生涯学習またはこれに類する業務に携わっている者